

長崎県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

1. 第2次広域計画の趣旨

急速な少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増える中、若年世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするため、75歳（65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けた方を含む）以上の方を対象に、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されました。

長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、平成19年2月、地方自治法第291条の7の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）を策定し、これまで事務を進めてまいりました。

現在、国においては、現行の後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度（以下「新制度」という。）の創設を進めておりますが、広域連合としては、現行制度が継続される間、円滑かつ安定的な運営に努める必要があります。

このような中、これまでの広域計画の期間が満了することに伴い、新たに策定する長崎県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（以下「第2次広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合を組織する長崎県内全市町（以下「市町」という。）と役割分担し、円滑に進めるための基本的な指針を定めるものです。

2. 第2次広域計画の項目

第2次広域計画は、長崎県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関し、広域連合及び市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間に関すること。

3. 基本理念

広域連合は、市町と緊密な連携を図るとともに、広域化のメリットを活かし、被保険者が安心して保険給付を受けることができるよう円滑かつ安定的な後期高齢者医療制度の運営に努めます。

4. 基本的な方針

広域連合は、上記基本理念に基づき、次に掲げる基本的な方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行います。

(1) 健全な財政運営

保険給付費などを中心とした歳出を的確に見込み、それに合わせた歳入の計画を立て、健全な財政運営に努めます。

また、保険料収納対策に係る実施計画に基づき、市町と連携して、きめ細やかな収納対策を講じながら保険料の収納率向上を図ります。

(2) 事務処理の効率化

被保険者に対する迅速・的確なサービス等の向上を図るため、率的な事務処理を行います。

(3) 医療費の適正化

医療費が増加傾向にある中、保険料の軽減に資するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、訪問指導事業及び医療費通知などの実施により医療費の適正化に努めます。

(4) 健康づくりの推進

広域連合及び市町が連携し、被保険者の健康の保持増進を図るため、健康診査事業、口腔ケア事業及びはりきゅう助成事業など、被保険者の健康の保持増進に必要な事業を行います。

(5) 広報活動の充実

広域連合及び市町が連携して、制度を説明したリーフレットの作成及び配布、市町広報誌への掲載、広域連合のホームページによる情報提供など各種の広報媒体を活用してわかりやすい広報活動に努めます。

(6) 新制度への円滑な移行

被保険者等に不安や混乱が生じることのないよう、新制度に関する情報を迅速かつ的確に収集し、県、市町及び関係機関との連携を図りながら、新制度への円滑な移行に向けた諸準備を行います。

5. 広域連合及び市町が行う事務

広域連合及び市町は、上記基本理念及び基本的な方針に基づき、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格の管理に関すること

[広域連合]

- ・市町から提供された課税情報等を基に、被保険者の資格情報の管理を行います。

[市町]

- ・被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を行い、広域連合へ送付します。
- ・被保険者の資格情報を広域連合と共有することにより、事務の効率化を図ります。

(2) 医療給付に関すること

[広域連合]

- ・療養の給付及び高額療養費や葬祭費など、保険給付の支払いを行います。
- ・レセプトの点検、保管及び給付実績の管理を行います。

[市町]

- ・高額療養費や葬祭費などの医療給付に関する申請等の受付事務を行い、広域連合へ送付します。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

[広域連合]

- ・市町から提供された課税情報等を基に、保険料の賦課を行います。

[市町]

- ・保険料の徴収及びその滞納整理を行います。

- ・保険料に関する申請等の受付事務を行い、広域連合へ送付します。

(4) 保健事業に関すること

[広域連合]

- ・被保険者の健康づくりや医療費適正化の観点から、市町と連携して、健康診査事業、口腔ケア事業及びはりきゅう助成事業など保健事業の推進を図ります。

[市町]

- ・広域連合と連携をとりながら、健康診査事業などの業務を実施するとともに、地域の特性に応じた保健事業の推進を図ります。

(5) その他

[広域連合] [市町]

- ・後期高齢者医療制度に関する広報・周知及び住民からの相談や問い合わせの対応は、広域連合及び市町が緊密に連携して行います。

6. 第2次広域計画の期間及び改定

この第2次広域計画の期間は、平成23年度から現行制度が廃止されるまでとします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。